

藤枝市木造住宅建替事業 書類は全て1部

＜除却工事費を補助対象とした申請＞

申請者	市
<p>1. 交付申請書 ※契約前に申請が必要です。</p> <p>① 交付申請書（第1号様式） ② 事業計画書（第1号様式その2） ③ 案内図（原則1/2500以上の地図） ④ 公図の写し ⑤ 申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書 ⑥ 通知連絡先 【除却建物に係る書類】 ⑦ 除却工事費のわかる見積書の写し ⑧ 昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの(次のいずれかの写し) Ⅰ) 建築確認通知書 Ⅱ) 固定資産登録事項証明書（家屋） Ⅲ) 家屋登記簿 ⑨ 既存住宅が耐震性のないことを確認できるもの(次のいずれかの写し) Ⅰ) 専門家による耐震診断結果報告書 Ⅱ) 容易な耐震診断調査票 ⑩ 住み替えの後の住宅が地震に対して安全な構造であることが確認できるもの ⑪ 既存住宅の配置図及び各階平面図 ⑫ 除却工事前の写真</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
受領	交付決定通知
契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）	
<p>2. 変更承認申請書 ＜補助金の額に変更が生じた場合＞</p> <p>① 変更承認申請書（第5号様式） ② 事業計画書（第1号様式その2） ③ 申請時の書類のうち変更が生じたもの</p> <p>3. 中止又は廃止をする場合 ① 計画廃止(中止)届（第7号様式）</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
受領	変更承認通知
事業完了	
<p>4. 実績報告書 ※事業完了をしてから30日以内かつ2月末まで</p> <p>① 事業完了実績報告書（第9号様式） 【除却建物に係る書類】 ② 除却工事の完了写真 ③ 除却工事費に係る領収書等の写し ④ 建築物除却届（建築基準法第15条第1項の規定による）の写し ⑤ 建設リサイクル法の届出の写し ※届出対象工事のみ</p>	<p>受理 (書類審査)</p>
受領	確定通知
<p>5. 請求書 ※確定通知書受領後10日以内</p> <p>① 請求書（第11号様式） ② 通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）</p>	<p>支払い通知</p>